

大牟田市

子ども・子育て応援条例

逐条解説

令和5年9月

大牟田市

(はじめに)

現在、子どもを取り巻く環境については、全国的に急速な少子化の進行や家族の多様化などの中で大きく変化しており、虐待・貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻化してきています。また、保護者にとっても、共働き世帯の増加や地域とのつながりが希薄化するなど社会環境の変化により、負担や不安、孤立感が高まっており、周囲からのサポートが必要な状況となっています。

こうした子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応し、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを行政や関係機関だけでなく市民が一体となって推進していくために、「大牟田市子ども・子育て応援条例」を制定することとしました。

条例の名称については、保護者だけでなく学校、地域、事業者を含めまち全体で子どもの成長と子育てを応援していくという条例の想いをこめて、「子ども・子育て応援条例」としました。

この条例の制定にあたっては、中学生や高校生、校区まちづくり協議会、商工会議所などたくさんの方から意見を聞くとともに、子ども施策に関する有識者等で構成された「大牟田市子ども・子育て会議」において検討を行いました。

この解説は、条例の制定過程における市民の皆さまからのご意見などを踏まえ、市民の皆さまが本条例に対する理解を深める一助となり、子どもの育成と子育て支援に関する取組がより効果的に推進されるよう期待して作成しました。

安心して子どもを産み育てることができ、子どもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを実現していくため、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(目次)

前文	1
第1条 (目的)	2
第2条 (定義)	3
第3条 (基本理念)	5
第4条 (子どもの権利)	6
第5条 (子どもが大切にすること)	7
第6条 (市の責務)	8
第7条 (保護者の役割)	9
第8条 (学校等の役割)	10
第9条 (地域住民の役割)	11
第10条 (事業者の役割)	12
第11条 (取組の推進等)	13
第12条 (委任)	13

(前文)

子どもたちは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在です。そして、まちの未来、社会の未来を創り出す「宝」です。

しかし、近年、少子化の進行をはじめ、家庭や社会における子育て力の低下、子どもが巻き込まれる事件・事故の多発等、子どもをめぐる様々な問題が顕在化・深刻化しており、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こうした厳しい状況にあっても、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指していくためには、私たちみんなで子どもたちを見守り、育んでいくことが必要です。

このような考えのもと、子どもたちが有明海や三池の山々に抱かれた自然豊かなこのまちで、家族や友人、地域住民の深い愛情と理解に包まれて育ち、将来に向かって大きく羽ばたくことを願い、まち全体で子どもの成長と子育てを応援していくため、ここに大牟田市子ども・子育て応援条例を制定します。

【解説】

大牟田市では前文を置き、子ども・子育て応援条例における子ども観や、子どもを取り巻く現状、条例制定の必要性など条例の基本的な考え方を示しています。

第1段落では、この条例において、子どもたちのことを「生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在」であり、「まちの未来、社会の未来を創り出す宝」と表現しています。

第2段落では、近年の子どもを取り巻く環境について、少子化の進行をはじめ、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化等による子育て力の低下や虐待・貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラーなどの様々な問題が顕在化、深刻化してきていることを述べています。

第3段落では、こうした厳しい状況であっても、妊娠や出産、子育てといった子どもを産み育てる全ての過程において安心感が得られ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指していくためには、子どもの周りにはいるみんなで子どもたちを見守り育んでいくことが必要であることを述べています。

第4段落では、大牟田市ならではの自然豊かな環境の中で、未来を担う子どもの成長と子育てをまち全体で応援していくためにこの条例を制定することを述べています。

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育てを応援するための基本理念を定め、子どもの権利、子どもが大切にすること、市の責務並びに保護者、学校等、地域住民及び事業者の役割等、子ども・子育てを総合的に応援していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちにしていくことを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例の目的を定めています。

ここでは、

- ・子ども・子育てを応援するための基本理念（第3条）
- ・子どもの権利、子どもが大切にすること（第4～5条）
- ・市の責務並びに保護者、学校等、地域住民及び事業者の役割等、子ども・子育てを総合的に応援していくための基本的事項（第6～第12条）

を定め、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指すこととしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通い、又は入所等をするにより、支援を受け、学び、又は育つための施設をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う非営利の団体等をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

第2条では、用語の定義を定めています。

第1号の「子ども」について、「児童の権利に関する条約(※1)」が対象年齢を18歳未満としていることや民法で定める成年年齢が18歳であることを踏まえ、この条例でも18歳未満を基本とします。ただし、18歳以上であっても、「こども基本法(※2)」で定められているように、年齢によって必要なサポートが途切れないよう、大人になるまでの支援などが必要な場合は「心身の発達の過程にある者」として、「子ども」に含まれるものとします。

これにより、児童養護施設に入所していて18歳となった人や、高校に在学中の人なども対象になります。は、

第2号の「保護者」は、子どもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、里親や児童養護施設の長などが含まれます。また、養育に関わる祖父母や親戚のものなども含まれます。

第3号の「学校等」は、児童福祉法第7条第1項に規定されている児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設など)や学校基本法第1条に規定されている学校(幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校など)などの施設を包括的に指しています。

第4号の「地域住民」は、市内に居住、通勤、通学のいずれかを行う者や市内で活動を行う非営利の団体など、地域に関わりを持つ人々のことを指しています。

具体的には、市内に居住する大人のほか、市内に居住している子どもや、市外に居住されていても市内の学校や会社に通っている人も地域住民として含みます。

また、NPO法人などの市民活動団体や校区まちづくり協議会のような地域コミュニティ団体などといった非営利活動を行っている団体についても幅広く含むものとしています。

第5号の「事業者」は、市内で主に営利を目的として事業を営む個人や法人、団体などのほか、営利を目的としていなくても就労者がいる団体は事業者として含みます。

(※1)「児童の権利に関する条約」とは

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年（平成元年）に第44回国連総会において採択され、1990年（平成2年）に発効されました。

世界のどこで生まれても子どもたちが持っている様々な権利が定められているもので、日本も1994年（平成6年）に批准しています。

(※2)「こども基本法」とは

「こども基本法」は、国が子どもの権利に関する国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための原理原則を定める必要があるとし、子どもの権利を包括的に保障するものとして作られたもので、2022年（令和4年）に成立し、2023年（令和5年）に施行されたものです。

この法律の中では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心身の発達過程にある者を「こども」と定めています。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。

(基本理念)

第3条 子ども・子育ての応援は、次に掲げる事項を基本理念として、市全体で推進するものとする。

- (1) 全ての子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えること。
- (2) 市、学校等、地域住民及び事業者は、協働で子ども・子育ての応援に取り組むこと。

【解説】

第3条では、子ども・子育ての応援についての基本理念を定めています。

第1号では、「児童の権利に関する条約」(※4)と「こども基本法」の基本理念(※5)を踏まえ、全ての子どもの健やかな成長や自立が図られることや子どもの有する権利(第4条で具体的に示しています)を十分に尊重し、子どもにとって最も良いと思われること(子どもの最善の利益)を第一に考えることとしています。

第2号では、本市独自の規定として、子どもの周りにはいる市や学校等、地域住民及び事業者が協働して子ども・子育ての応援に取り組むこととしています。

(※4)「児童の権利に関する条約」の4つの原則

条約は前文と54条で構成されており、基本的な考え方は以下の4つの原則で表されます。

①差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

②子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(※5)「こども基本法」

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約を踏まえ、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。

- (1) 自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる権利
- (2) 差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる権利
- (3) 多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる権利
- (4) 自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる権利

【解説】

第4条では、子どもの権利について定めています。

ここでは、各号にて「児童の権利に関する条約」で主に定められている4つの権利「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を示しています。

(※4) 「児童の権利に関する条約」

条約に定められている権利には、大きく分けると以下の4つがあります。

①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる

②守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働から守られる

③育つ権利

勉強したり遊んだりして、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる

④参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる

また、この権利は全ての子どもが生まれながらに持っているということを、子ども自身だけでなく、周りにいるみんなが認識し、尊重するように規定しています。

このため、市や保護者、学校等、地域住民、事業者といった子ども・子育てを応援する全ての人は、子どもの権利を尊重する必要があります。

(子どもが大切にすること)

第5条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項を大切にしよう努めるものとする。

- (1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。
- (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。
- (3) 遊び及び学びを通して、豊かな人間性及び社会性を養うこと。
- (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。

【解説】

第5条では、子ども自身が大人になる過程で大切にしてほしいことを各号に定めています。

第1号では、子どもが自分自身をかけがえのない大切な存在であることを認識し、第4条に定める子どもの権利について学び、考えることを示しています。

第2号では、他人を思いやるという気持ちを学び、その気持ちを持ち続けることで、他人にも権利があることを理解し尊重することを示しています。

第3号では、子どもが経験する様々なことを通じて、他人とともに協調し、感動する心や、自らも社会の一員として、社会の中で生きていくために必要な能力や行動をを少しずつ身につけることを示しています。

第4号では、子どもが大人に向かって成長していくために、自ら学んで行動したり、他人を思いやる気持ちを身につけるとともに、自らの行動に責任を持つことを示しています。

(市の責務)

第6条 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生きる力を養い、誰一人取り残されることなく健やかに成長することができる環境の整備に取り組まなければならない。

2 市は、保護者、学校等、地域住民及び事業者との連携に努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して子どもの育成と子育て支援に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

3 市は、子どもの視点や意見を反映させて子ども施策に係る取組を推進しなければならない。

4 市は、この条例が目指すものや内容を子どもにも大人にも分かりやすく広めなければならない。

【解説】

第6条では、市が担っていく責務を定めています。

ここでは、市は子ども・子育てをまち全体で応援していくうえで、条例の制定主体として子ども・子育て施策を行っていく責任を果たす必要があることから、第6条の市については「責務」、第7条から第10条までは「役割」と、表現を分けています。

第1項では、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生きる力を養い、誰一人取り残されることなく健やかに成長することができるよう、保育所等の待機児童ゼロの継続、学童保育所の充実、子育て世代包括支援センター「はぐはぐおおむた」や「子ども家庭総合支援拠点」の運営などといった施策を推進していくよう規定しています。

ただし、複雑な課題を抱え、よりきめ細やかな支援が必要となる子どもや家庭には、市だけの対応では十分でない場合があるため、第2項で市は保護者や学校等、地域住民、事業者といった方々と連携し、国や県などの地方公共団体の動向も踏まえながら、子どもの育成と子育て支援に関する様々な取組を関連させ、計画を立てて実行していくよう規定しています。

また、取組の推進にあたっては、その取組の効果を最大限発揮できるよう当事者である子どもの声を聴くことが重要^(※5)であるため、第3項では子どもの視点や意見を反映させるよう規定しています。

この条例が目指すまちを実現していくには、より多くの人々に条例の理念を理解し、共感し、行動してもらうことが必要であるため、第4項では大人はもちろんのこと、子どもにもわかりやすいように周知していくことを規定しています。

(※5) 「こども基本法」

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てに大きな役割があることを認識し、子どもに愛情を持って接するとともに、状況に応じて周囲から必要な支援や協力を得て、子どもを守り育てるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもが安心して生活することができる養育環境をつくるよう努めるものとする。

3 保護者は、子どもが豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう、子どもの人格を尊重しながら、養育に努めるものとする。

【解説】

第7条から第10条までは、保護者や学校等、地域住民、事業者がそれぞれの担う役割を認識し行動することで、子どもや子育てを応援していくという考え方を定めています。

子どもは家庭の中で保護者からの深い愛情を受けることで、自分が守られているという安心感や自己肯定感を得ることができます。このため、第1項では保護者が自らの役割を認識し、愛情を持って子どもと接することが必要であるとし、その際、近年、保護者が持つ負担や不安、孤立感が高まっていることを考慮し、必要に応じて周囲にいる人々へ支援や協力を得て必要な行政サービスを受けながら子どもを守り育てるよう規定しています。

また、子どもが成長・発達するうえで安心して生活することができる環境整備は重要であることから、近年子どもが安心できるような場所が家庭に限らず様々あることを踏まえ、第2項ではそうした養育環境をつくるよう規定しています。

加えて、保護者は子どもの成長を最も身近で支えることのできる存在であることから、第3項では子どもが豊かな人間性や社会性を養いながら大人になれるよう、子どもの考え方や性格を尊重しながら育てていくよう規定しています。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、多様な学びの場や機会を提供し、支援に努めるものとする。

2 学校等は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう支援に努めるものとする。

3 学校等は、関係機関等と連携し、差別、虐待、体罰、いじめ等の未然防止、早期の発見及び対応に努めなければならない。

【解説】

学校等は、総じて子どもが日常的に過ごす場であり、自分の家族以外の子どもと生活する場でもあります。

そのため、第1項では様々な立場にある子どもたちが、それぞれ最大限に能力を伸ばすことができるような場づくりや機会を提供するよう規定しています。

また、第2項では学校等で行う集団生活を通じて他人を思いやる気持ちや自分を律する心が育まれるよう、支援に努めることを規定しています。

さらに、子どもの健やかな成長を脅かす差別や虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、第3項では学校が日頃から児童相談所などと連携し、子どもの小さな変化に気づくこと、また、発生した場合でも早期に発見、対応することに努めなければならないことを規定しています。

(地域住民の役割)

第9条 地域住民は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

2 地域住民は、相互に連携協力し、子どもが地域の一員として地域の行事や活動に参加し、地域の自然や文化、歴史に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

3 地域住民は、子育てへの関心と理解を深め、子育て家庭を応援するよう努めるものとする。

【解説】

子どもにとって、家庭や学校等が重要であることは先述したとおりですが、地域住民もまた、子どもの成長と深い関わりを持っています。地域住民が子どもを見守り、時に成長を促すような体験を提供することは、子どもに安心感をもたらし、健やかな成長につながっていきます。

そのため、第1項では地域の中にいる子どもが安心して過ごすことができるよう見守ることを規定し、第2項では子どもが地域の様々な資源に触れることで、家庭や学校等では得られない気づきや成長を促すよう規定しています。

また、第3項では保護者が抱える負担感や苦労を理解し、地域住民として子育てを応援することが必要であることを規定しています。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、職場において保護者が安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、地域の一員として学校等、地域住民及び市と連携し、子どもを見守り、子育て家庭を応援するよう努めるものとする。

【解説】

事業者は、保護者が働きながらも子育てができる環境をつくる点で重要な役割を担っています。このため、第1項では柔軟な働き方が可能な仕組みを整えるとともに、仕組みが実際に活用できるよう職場内の子育て家庭への理解を促進していくよう規定しています。

また、事業者は地域の中で事業を営んでおり、地域の一員として子どもや子育てを応援する側面もあることから、第2項では学校等や地域住民、市と連携して子どもを見守っていくよう規定しています。

(取組の推進等)

第11条 市は、第6条第2項に規定する取組の実施状況及びこの条例の運用状況について、大牟田市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第32号）第1条に規定する大牟田市子ども・子育て会議において定期的に検証するものとする。

【解説】

第11条では、取組の推進等について定めています。

第6条では、市は子どもの育成と子育て支援に関する取組を実施することとしており、ここではそれらの取組状況や運用状況を、大牟田市子ども・子育て会議にて定期的に検証していくこととしています。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第12条では、この条例で定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとしています。